

議第29号

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和8年2月16日

滋賀県知事 三日月大造

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例

滋賀県使用料および手数料条例（昭和24年滋賀県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第61号中「別表第3の1の2の項の第4欄」を「別表第3の1の3の項の第4欄」に改める。

別表第5第2項中	化学分析	定性分析	全成分	
		定量分析	1成分	
		Pd、Cdの溶出試験	1試料	

5,700 ^円	を	化学分析	定性分析	全成分
4,620				1視野
3,620			定量分析	1成分
			Pd、Cdの溶出試験	1試料

	5,700 ^円	に改める。
	4,900	
	4,620	
	3,620	

別表第53(23)の項中「第14条第15項」を「第14条第13項」に改め、同表(24)の項中「第14条第7項（同条第15項）」を「第14条第6項（同条第13項）」に改め、同表(25)の項中「第14条第7項」を「第14条第6項」に改め、同表(25)の2の項中「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条第八項に規定する医薬品又は医薬部外品の製造工程の区分を定

める省令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条第七項に規定する医薬品又は医薬部外品の製造工程の区分を定める省令」に改める。

付 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第5の改正規定 令和8年4月1日
- (2) 別表第53の改正規定 令和8年5月1日
- (3) 第2条第2項第61号の改正規定 所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)
附則第1条第8号に掲げる規定の施行の日